

愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針

平成 20 年 9 月 24 日制定

令和 4 年 2 月 16 日変更

第 1 野生動植物の多様性の保全に関する基本的な構想

1 基本認識（現状認識）

（1）野生動植物の多様性の保全の重要性

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という一つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きている。そして、生態系内では、植物が太陽エネルギーを生物が使える形に変換し、捕食や分解などの関係によって物質循環が起き、それに伴ってエネルギーの流れができています。

生態系は、食料・燃料・医薬品の原料・建築資材等を人間生活に提供し、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵をもたらすほか、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象ともなり、私たちが豊かな生活を送るうえで欠くことのできないものである。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間活動が直接与える影響を始め、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地里山の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の影響等により、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している。

本県においても、愛媛県レッドデータブック（平成 15 年 2 月策定）で明らかになったように、多くの野生動植物の種に絶滅のおそれが生じている。

私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを楽しみ、健康で文化的な生活を確保するためにも、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが重要である。

野生動植物の多様性は、様々な個体からなる多くの種がいろいろな環境の中で生息し、又は生育している状態をいい、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の 3 つのレベルの多様性がある。種内の多様性とは、ある種の中での多様性で、同じ種の中でも個体ごとに異なるいろいろな「固有な特徴」を持った個体が存在することであり、遺伝子の多様性とも言われる。種間の多様性とは、多くの動植物が生息し、又は生育している状況である。生態系の多様性とは、各地にいろいろな自然があることである。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして、それが長い進化の歴史において引き継がれた結果として、生物の多様性が維持されていることが重要である。

（2）本県の自然環境の現状

本県は、県をほぼ東西に走る中央構造線を境に、北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には標高 1,982m の石鎚山を始めとする石鎚山脈などの険しい山々や雄大な四国カルストが連なっている。

また、瀬戸内海や宇和海には大小 200 余りの島々が散在している。佐田岬半島以南にはリアス式海岸も見られ、県全体の海岸線の長さは全国第 5 位の 1,633km にも及んでいる。

このように、本県は、多島美を誇る瀬戸内海やリアス式海岸の宇和海、西日本最高峰の石鎚山など、私たちに様々な恩恵や安らぎをもたらしてくれる、多様かつ本県固有の豊かな自然に恵ま

れ、温暖な気候の下、多様な野生動植物が生息・生育している。

本県に生息・生育する野生動植物は、山地の形成や海進、海退といった地史の変遷を背景に、何度も分布の拡大や縮小など、多様な歴史を繰り返して現在のような姿を顕したものである。

しかしながら戦後の経済発展に伴い、沿岸域の埋立てなどの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化による動植物の生息・生育地の破壊と生息・生育環境の悪化が進んだ。

(3) 国の動向

国では、平成4年の国連環境開発会議において、生物多様性を包括的に保全することを目的とした生物多様性条約（平成5年効力発生）が採択されたことを受けて、生物多様性国家戦略（平成7年）を策定するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）を制定するなど各種施策を推進しているところである。

また、平成19年11月には、平成14年3月に策定した新・生物多様性国家戦略の見直しを行い、第三次生物多様性国家戦略を策定し、私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性を国民に分かりやすく解説しているほか、顕在化しつつある地球温暖化による生物多様性への影響についても詳しく記述するなど、人と自然とのより良いバランスが確保され、人と自然が共生することを通して、恵み豊かな生物多様性をはぐくむ「いきものにぎわいの国づくり」を目指しているところである。

さらに、平成20年6月には、多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にするとともに、保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたところである。

(4) 本県の動向

本県においても、種の保存を始めとする野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年に愛媛県レッドデータブックを公表するとともに、これを踏まえ、平成17年には野生動植物保護のガイドラインとなる愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（平成17年3月）を策定し、野生動植物の多様性の保全に努めてきたところである。

さらに、平成20年3月には野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「多様性保全条例」という。）を制定し、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ることとしたところである。

その取組に当たっては、県、事業者、県民等各主体の参画が重要であり、各主体が基本理念の趣旨に則り、公平な役割分担の下、それぞれの立場においてその責務や役割を実践していく県民総ぐるみの取組が求められる。

なお、生物多様性基本法においては、県による生物多様性の保全等に関する施策の基本的な計画の策定を努力義務としていることから、現行の愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針を見直し、当該計画として位置付けていく。

2 野生動植物の多様性の保全の基本的な考え方

以上のような現状を踏まえ、今後さらに、次の基本的な考え方の下に、本県の野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する。

(1) 野生動植物の恵沢の享受と継承

野生動植物は、人類の生存基盤である生態系の基本的構成要素であり、多様な生物が食物連鎖等を通じた物質循環と非生物的環境によって生態系を構成するとともに、食品や工業製品等の原料の供給、森林浴や野鳥観察等による保健休養機能など、多くの生態系サービスを提供している。また、本県の県土に育まれて生息、生育する野生動植物は、県土の形成史を顕す重要な存在であるとともに、その固有性は新たな進化の萌芽である点で、文化的、学術的価値を提供している。

県民は、野生動植物の多様性から受けるこのような恵沢を現在及び将来にわたって共有するために、教育及び学習の機会の充実により、野生動植物の現状やその保護の重要性について県民等の理解を促進し、長期的な視点をもって野生動植物の多様性を保全し、継承していく。

(2) 人間活動に伴う野生動植物への影響の低減

県、事業者、県民等の事業活動や日常生活等の社会経済活動は、環境及び野生動植物に様々な影響を及ぼしつつ営まれている。このため、こうした活動のありようによっては、普通種が希少種となり、保護すべき希少種の増加を招き、野生動植物の多様性を損なわせ、ひいては生態系の多様性を損なわせるおそれがある。

このような影響を軽減するため、すべての主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、その活動により生態系に与える負荷を自主的かつ可及的に少なくするよう適切に行動するよう求める。

(3) 野生動植物の個体数の回復

本県の野生動植物は、絶滅のおそれのある種が多く、現状を放置すれば、それらの種の絶滅による野生動植物の多様性の低下が懸念される場所である。野生動植物は、その生息し又は生育する自然環境（以下「生息環境等」という。）の中で互いにかかわり合いながら存在していることから、絶滅のおそれのある野生動植物の個体数を生物学的に適切な水準まで回復させるために、その種だけでなく、生息環境及びその種とかわりを持つ他の動植物も含めて一体的にその保全を図る。

(4) 増加しすぎた野生動植物への対応

野生動植物の中には、シカやイノシシなどのように個体数が著しく増加し、自然植生を食害するなどにより生態系を悪化させるなどの問題が生じている場所である。このような問題に対応するため、各種施策と相互に有機的な連携を図り、計画的に野生動植物の個体数を減らし、生態系への著しい影響を生じさせないよう適正な管理を推進する。

第2 希少野生動植物の保護に関する基本的な事項

野生動植物の保護は、希少性の有無にかかわらず取り組むべきものであるが、特に絶滅のおそれのある種の保護は、緊急に進めなければならない課題である。

本県の希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

1 普及啓発の推進

希少野生動植物の保護施策の実効を期するためには、県民の理解と協力が不可欠であり、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している現状について県民の理解を進め、希少野生動植物の保護に対する県民の意識を高めることが重要である。

このため、愛媛県レッドデータブックに掲載されている種のうち、絶滅危惧種Ⅰ類及びⅡ類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの及び近い将来絶滅危惧種Ⅰ類のランクに移行することが確実と考えられるもの）に該当する種の種名一覧を、緊急に保護すべき希少野生動植物として公表し、野生動植物の多様性の保全の重要性についての県民の理解を深め、県民参加が促進されるよう普及啓発活動を積極的に推進する。

2 過剰な捕獲又は採取の抑制

人間による過剰な捕獲・採取が生息又は生育に大きく影響を及ぼしている種については、希少野生動植物の種を指定し、捕獲・採取等を原則禁止とするなど、種に対する直接の圧迫要因を除去し、又は軽減する措置を講ずる。

3 生息地又は生育地の保全

希少野生動植物を取り巻く環境を保全することが重要であることから、既存の法律又は条例により保護された希少野生動植物の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）については、それぞれの制度の趣旨を十分に踏まえて保全を図る一方、既存の規制等では保護が困難な生息地等については、多様性保全条例に基づく保護区を指定し、種の生息又は生育の圧迫要因となり得る開発行為を制限するとともに、人の立入り行為等についても規制措置を講ずる。

4 個体数の保護回復

希少野生動植物の種に対する圧迫要因の除去又は軽減を図る一方、圧迫要因の除去等の措置だけでは個体数の維持が困難な場合など、特に保護の必要性が認められる場合は、人為的にその種の生息環境等を改善し又は再生する等、積極的に個体数の維持・回復を図る措置を講ずる。

この場合においては、生物学的知見に基づき生態的特性を考慮しながら、保護管理のための計画を策定し、これに基づき、生息環境等の改善・再生、繁殖等の推進の事業を実施する。

5 外来生物への対応

外来生物については、国外産、国内産など由来のいかんを問わず、在来野生動植物との競合による在来野生動植物の駆逐又は捕食による生態系の攪乱、交雑による地域固有の性質の消失など様々な影響が懸念されており、地域固有の生態系を保全・維持するためには、地域の実情に応じた対策を積極的に進めていく必要がある。

このため、特に侵略的な外来生物を中心に、その侵入の予防に努めるとともに、その実態の把握に努め、在来の野生動植物への影響を緩和するために必要な施策を講ずる。

6 調査研究の推進

希少野生動植物の保護施策を効果的に推進するためには、生物学的知見に基づく判断が重要であ

ることから、野生動植物に関する調査・研究体制の充実・整備に努めるとともに、野生動植物に関する情報の集積に努め、保護管理の手法その他施策の推進に必要な調査研究を推進する。

7 関係機関等との連携

希少野生動植物の保護施策を効果的に展開するためには、県民、事業者、民間団体等の参加や各主体との協働が重要であることから、相互に情報交換ができる体制を整備する等、関係機関と連携・協力して保護施策を推進する。

第3 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 特定希少野生動植物の選定方針

特定希少野生動植物は、本県における生息又は生育の状況に照らして人為的な影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) 種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) その個体の生息地等が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- (3) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- (4) 過度の捕獲又は採取その他の事情により、その存続に支障を来す事情がある種
- (5) 外来生物による捕食、生態的競争等の影響により、その存続に支障を来す事情がある種
- (6) 他種からの食害等の影響により、その存続に支障を来す事情がある種

2 選定に当たっての留意事項

特定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事情に留意するものとする。

- (1) 外来生物及び従来から本県にごくまれにしか渡来し又は回遊しない種は、選定しないこと。
- (2) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。
- (3) 県内において保護活動が現に行われ若しくは行われようとしている種又は捕獲等の対象となりやすい種など、規制措置により効果的に保護対策が図られる種を選定すること。
- (4) 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退となるなど、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定すること。
- (5) 他法令により既に個体の保護がなされている種については、特定希少野生動植物保護区の指定若しくは保護管理事業の実施により更に保護の効果が高まるもの、又は存続に支障を来すおそれがあると認めるものを選定すること

第4 特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の禁止

特定希少野生動植物の生きている個体（その卵及び種子を含む。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種の保護の重要性にかんがみ、原則とし

てこれを禁止する。

(2) 捕獲等の許可

特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等は、学術研究、繁殖、個体の生息又は生育状況調査等その種の保護に資する目的で行うもの以外は、原則として許可しない。

なお、捕獲等をした個体は、その捕獲等の目的に応じて適切に取り扱うものとする。

(3) 違法に捕獲等された個体の譲受け等の禁止

捕獲等の規制に違反して捕獲等がされた個体を譲り受け、譲渡し、引き受け又は引き渡すことは、禁止する。

2 その他の個体の取扱いに関する事項

特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性にかんがみ、その生息又は生育の条件を維持するなど特定希少野生動植物を適切に取り扱うよう努めるものとする。

第5 特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

1 特定希少野生動植物保護区の指定方針

(1) 特定希少野生動植物保護区の指定の方法

特定希少野生動植物保護区は、特定希少野生動植物の個々の種ごとに指定する。

(2) 特定希少野生動植物保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その種の個体の生息環境等の状況及び生息地等の規模について総合的に検討し、特定希少野生動植物保護区として指定すべき生息地等を選定する。

生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を特定希少野生動植物保護区に指定するよう努める。

また、保護のための監視及び指導體制が整備されている等指定により保護の効果が高まると見込まれる区域を指定する。

(3) 特定希少野生動植物保護区の区域の範囲

特定希少野生動植物保護区の区域は、特定希少野生動植物保護区の指定に係る種（以下「指定種」という。）の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべきものとする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息し又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、特定希少野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮する。

(4) 特定希少野生動植物保護区における行為規制に係る基本的な考え方

- ア 条例第 20 条第 1 項第 7 号の知事が指定する野生動植物の種については、食草など指定種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。
- イ 条例第 20 条第 1 項第 8 号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により指定種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。
- ウ 条例第 20 条第 1 項第 9 号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用若しくは航空機の着陸により指定種の個体が損傷を受けるなど、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。
- エ 条例第 20 条第 1 項第 10 号の知事が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、若しくは餌、生息若しくは生育の場所を奪うことにより指定種の生息若しくは生育を圧迫し、若しくは指定種との交雑により遺伝的攪乱を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。
- オ 条例第 20 条第 1 項第 11 号の知事が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息環境等を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。
- カ 条例第 20 条第 1 項第 13 号の知事が定める方法については、指定種の生息環境等を攪乱し、繁殖・育雛行動を妨害するなど、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(5) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、特定希少野生動植物保護区の区域のうち、指定種の個体の生息環境等を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠であると認められる区域を指定する。

なお、立入りを制限する期間は、繁殖期間等指定種の生態的な特性等を考慮し、指定種の保護のため必要最小限の期間とする。

2 特定希少野生動植物保護区の区域の保護に関する指針

特定希少野生動植物の区域の保護に関する指針においては、指定種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための保護管理の方法等を明らかにする。

3 特定希少野生動植物保護区等の指定に当たって留意すべき事項

特定希少野生動植物保護区及び立入制限地区の指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等の住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとし、特定希少野生動植物保護区の指定にあっても、原則として土地所有者等の同意を得るよう努める。

4 特定希少野生動植物の個体の生息地等の保護に関する事項

特定希少野生動植物の個体の生息地等の所有者又は占有者及び事業者等は、各種の土地利用や事

業活動の実施に際し、特定希少野生動植物の保護に配慮するよう努めるものとする。

第6 保護管理事業に関する基本的な事項

1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、特定希少野生動植物の種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去し又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象とする。

2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護管理事業計画を策定する。

当該計画においては、事業の目標として維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、事業の内容として巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

3 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、県、市町、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を、時機を失することなく計画的に実施するよう努める。

また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進する。

4 保護管理事業の実施に当たって留意すべき事項

保護管理事業計画が策定された特定希少野生動植物について実施されている既存の保護活動については、保護管理事業計画に基づいた保護管理事業としての実施を促すものとする。

また、認定等を行った保護管理事業については、その活動が適正に実施されるよう指導監督するものとする。

なお、生息・生育域外で飼育・繁殖した個体の生息地等への再導入は、最新の知見に基づき実施するものとする

第7 外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響を防止するための対策に関する基本的な事項

1 外来生物に関する情報の収集等

人間によって意図的又は非意図的に導入された外来生物が本県の野生動植物や生態系に及ぼす影響については、科学的知見の充実を図る必要があることから、これらの外来生物対策を進める上で不可欠である外来生物の分布状況、生態的特性、防除の方法等に係る情報の収集及び調査研究を進める。

2 外来生物に関する情報の提供

外来生物の導入・定着が人間の活動に伴って生じていること、また、本県への導入経路が極めて多岐にわたることから、外来生物の飼い主及び外来生物を扱う小売業者等を始めとした県民及び事業者等に対し、外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響について普及啓発の推進に努める。

3 侵略的外来生物からの野生動植物の保護

既に本県において定着し、野生動植物の生息又は生育に影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがある侵略的外来生物については、その生態的特性と予想される被害の状況を勘案した上で、駆除等による完全排除又は個体数の低減、影響の封じ込め、導入経路の遮断等、野生動植物の多様性の保全のために必要な施策を進めていく。

また、侵略的外来生物については、種名を公表する。

第8 その他野生動植物の多様性の保全に関し必要な事項

1 推進体制の整備

特定希少野生動植物の生息地等の監視及び指導等の保護活動を県民等の協力を得て行うとともに、県民、事業者、民間団体等が行う保護活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援を行う等推進体制の整備に努める。

2 国及び他の地方公共団体との連携

野生動植物の多様性の保全に関する施策の推進に当たっては、県内の市町との連携はもとより、国や他の都道府県等との協力による広域的な取組が必要なことから、積極的に連携・協力を努める。

3 調査研究の推進等

野生動植物の多様性の保全施策を効果的に推進するため、愛媛県レッドデータブックの見直し等野生動植物の生息又は生育に関する情報の蓄積及び分析並びに保護管理手法の研究等野生動植物に関する調査研究の推進に努める。

なお、こうした調査研究を支える専門的な知識や技術を有する人材の確保が大きな課題であることから、大学等教育機関、環境、農林水産及び土木関係各試験研究機関、市町、民間団体等との連携を図りながら、その育成・確保に努める。

4 県民等の理解の促進と意識の高揚

野生動植物の多様性の保全施策の実効を期するためには、県民等の協力が不可欠であることから、野生動植物の現状やその保護の重要性に関する情報提供に努めるとともに、学校教育や社会教育等様々な場において野生動植物の多様性の保全に関する環境教育を推進するなど、県民等の関心と理解を深めるための教育及び学習の機会の充実に努める。

5 開発行為における野生動植物への配慮

県が野生動植物の生息地等において県土の保全、地域の開発及び整備その他の事業を実施するに当たっては、野生動植物の多様性の保全の重要性を認識し、野生動植物の生息又は生育への影響の回避又は低減に努め、野生動植物を含めた自然環境への工事による影響が最小限となるよう配慮する。

また、国、地方公共団体等が行う事業にあっても、野生動植物の多様性の保全について適切な措置を講ずることができるよう、必要に応じ適切な情報の提供に努める。

6 関係機関等との連携

地域の実情に即した保全施策を推進するためには、関係行政機関のみでなく地域住民や NPO の団体等による地域に根ざした自発的な活動を展開することが効果的であることから、野生動植物の保護活動に取り組んでいる団体やボランティア等の支援及び連携の強化に努めるとともに、生物学的知見の普及を図る。

また、県境に生息し又は生育している動植物の保護に当たっては、隣接県との連携が重要であり、協働しながら保護対策の推進に努める。